



# 学校給食の申込みに係る Q&A

---

【令和7年度版】

令和6年10月 作成

お問合せ先：石巻市教育委員会 学校管理課 給食係  
0225-95-1111（内線 5037）

※このQ&Aは令和7年4月からの、「学校給食費の自治体直接徴収」の実施に合わせて作成したものです。記載の内容は、令和7年度以降の学校給食に関するものとなっています。





## 目 次

### ●学校給食の申込みについて (ページ)

#### Q1 学校給食の自治体直接徴収について・・・・・・・・・・・・・・・・P.1

Q1-1 自治体直接徴収とは何ですか？

Q1-2 なぜ自治体直接徴収を実施するのですか？

Q1-3 自治体直接徴収を実施することにより、変わることはありますか？

#### Q2 学校給食の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・P.1

Q2-1 学校給食の申込みに必要な書類は何ですか？

Q2-2 必要な書類は、どこで手に入りますか？

Q2-3 必要な書類は、どこに提出すればいいですか？

Q2-4 提出期限を過ぎてから申請した場合、どうなりますか？

#### Q3 児童等学校給食申込書（様式第1号）について・・・・・・・・P.2

Q3-1 学校給食申込書は毎年提出が必要ですか？

Q3-2 現在、子どもが小学生ですが、中学生になるときに改めて手続きが必要となりますか？

Q3-3 令和7年4月から、石巻市外の学校から石巻市立学校へ転校予定です。どうしたらいいですか？

Q3-4 兄弟姉妹がいる場合、まとめて申請することは可能ですか？

Q3-5 転校等も含めて、申込内容を変更したい場合はどうしたらいいですか？

Q3-6 子どもに食物アレルギーがある場合、何か記入が必要ですか？

Q3-7 食物アレルギー等対応を受けるには、どのような手続きが必要ですか？

#### Q4 石巻市市税等口座振替依頼書について・・・・・・・・P.4

Q4-1 学校給食申込者と別名義の口座でも申請はできますか？

Q4-2 口座振替はどのくらいで登録完了となりますか？





- Q4-3 兄弟姉妹がいる場合、まとめて申請することは可能ですか？
- Q4-4 「兄弟姉妹の確認票」はどこに提出すればいいですか？
- Q4-5 兄弟姉妹で違う口座で申請することは可能ですか？
- Q4-6 登録内容を変更したい場合は、どうしたらいいですか？
- Q4-7 口座振替依頼書を提出しないとどうなりますか？
- Q4-8 登録する口座は、どこの金融機関でも大丈夫ですか？
- Q4-9 現在、口座振替にて給食費を支払っていても申請は必要ですか？
- Q4-10 給食費をまとめて支払うことは可能ですか？

## ●学校給食費について

(ページ)

### Q5 学校給食費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.6

- Q5-1 学校給食費は何に使われているのですか？
- Q5-2 なぜ学校給食費を払わなければならないのですか？
- Q5-3 学校給食費の額はどうやって決めているのですか？
- Q5-4 1食当たりの単価はいくらですか？
- Q5-5 年間給食基準回数とは何ですか？

### Q6 学校給食費の調整について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.7

- Q6-1 給食費の調整とは何ですか？
- Q6-2 なぜ調整を行うのですか？
- Q6-3 学校で給食を食べなかったら、調整（減額）してもらえるのですか？
- Q6-4 長期欠席とはどのような場合ですか？
- Q6-5 停止していた期間の給食費はどうなりますか？

### Q7 学校給食費の支払いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.8

- Q7-1 給食費の支払い方法は、どのようになりますか？
- Q7-2 給食費の支払いは、必ず口座振替にしないといけませんか？
- Q7-3 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？
- Q7-4 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなりますか？
- Q7-5 口座振替日はいつですか？





- Q7-6 納付書はコンビニで使えますか？
- Q7-7 納付書でスマホ収納ができますか？
- Q7-8 うっかり納期限を過ぎてしまいました。納付書は使えますか？
- Q7-9 納付書を紛失してしまいました。どうしたらいいですか？
- Q7-10 学校や市役所に直接給食費のお金を持って行ってもいいですか？

## ●その他の手続きについて

(ページ)

### Q8 生活保護及び就学援助について・・・・・・・・・・・・・・・・P.11

- Q8-1 生活保護費を受給していますが、給食費の支払いはどうなりますか？
- Q8-2 就学援助とはなんですか？
- Q8-3 就学援助が認定されると、給食費の支払いはどうなりますか？
- Q8-4 生活保護又は就学援助を申請して認定されるまでの間、支払いはどうなりますか？
- Q8-5 生活保護又は就学援助認定者は学校給食の申込みは必要ですか？

### Q9 給食費の滞納について・・・・・・・・・・・・・・・・P.12

- Q9-1 経済的に給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？
- Q9-2 自宅が火事に遭い、支払いができません。どうしたらいいですか？
- Q9-3 給食費を滞納している家庭には、どのような取り組みをしますか？
- Q9-4 児童手当の申出徴収とはなんですか？
- Q9-5 児童手当の申出徴収を受けるには、どうしたらいいですか？



## ●学校給食の申込みについて

### Q1 学校給食の自治体直接徴収について

#### Q1-1 自治体直接徴収とは何ですか？

⇒市が直接、学校給食費負担者（保護者等）から学校給食費を徴収する方法（自治体直接徴収）のことです。令和6年度までは、学校給食費は学校で集金し、学校長又は園長がまとめて市に支払う方法を採用していました。

#### Q1-2 なぜ自治体直接徴収を実施するのですか？

⇒現在、学校で行っている学校給食費の徴収業務を自治体が行うことで、教職員の負担が軽減され、教職員が児童・生徒と向き合う時間を増やすことができます。

#### Q1-3 自治体直接徴収を実施することにより、変わることはありますか？

⇒令和7年度から、学校給食の提供を受けるには、「学校給食提供の申込み」と「学校給食費を引き落とす振替口座の申請」が必要となります。

### Q2 学校給食の手続きについて

#### Q2-1 学校給食の申込みに必要な書類は何ですか？

⇒学校給食の申込みに必要な書類は下記のとおりです。

- ① 児童等学校給食申込書（様式第1号）  
（全員提出）
- ② 石巻市市税等口座振替依頼書  
（全員提出）
- ③ 口座振替依頼書に係る兄弟姉妹の確認票  
（該当の方のみ）
- ④ 児童手当に係る学校給食費の徴収等に関する申出書  
（利用する方のみ）

### Q2-2 必要な書類は、どこで手に入りますか？

### Q2-3 必要な書類は、どこに提出すればいいですか？

⇒必要書類の入手方法及び提出先等は対象者によって異なります。

詳細については、下記のとおりです。

#### ■ 令和6年度現在、石巻市立小・中学校へ在学中の児童生徒（中学3年生は除く）及び河北幼稚園、桃生幼稚園へ通園中の年中園児

…令和6年10月末に各学校・園から申込案内一式が配布されます。

令和6年12月23日（月）までに各学校・園へ提出してください。

#### ■ 令和7年度、石巻市立小学校へ入学予定の児童

…令和6年12月上旬に教育委員会から送付される「入学通知書」と一緒に申込案内一式が送付されます。令和7年2月末までに入学予定の小学校へ提出してください。

#### ■ 令和7年度、河北幼稚園又は桃生幼稚園へ入園希望の児童

…令和6年10月に各園から配布される入園案内と一緒に申込案内一式が配布されます。入園に関する申込書と一緒に河北幼稚園又は桃生幼稚園へ提出してください。

### Q2-4 提出期限を過ぎてから申請した場合、どうなりますか？

⇒令和7年度の学校給食費の初回引落とし（令和7年6月末）に間に合わない可能性がありますので、申込書と一緒に口座振替依頼書の提出をお願いします。

## Q3 児童等学校給食申込書（様式第1号）について

### Q3-1 学校給食申込書は毎年提出が必要ですか？

⇒石巻市立小・中学校へ在籍している間は毎年提出は不要です。

申込書を提出した場合、石巻市立の中学校を卒業、私立学校に入学又は市外の学校に転出するまで継続されます。

### Q3-2 現在、子どもが小学生ですが、中学生になるときに改めて手続きが必要となりますか？

⇒内容に変更がない限り、再度の手続きは必要ありません。

児童生徒1人につき1枚ずつ提出してください。

**Q3-3 令和7年4月から、石巻市外の学校から石巻市立学校へ転校予定で  
す。どうしたらいいですか？**

⇒転入手続きの際に、教育委員会学校管理課の窓口にて申込み手続き等を行います。手続きの時期によって対応が異なりますので、まずは学校管理課給食係（TEL：95-1111 内線 5037）へご相談ください。

**Q3-4 兄弟姉妹がいる場合、まとめて申請することは可能ですか？**

⇒申込書はまとめて提出することはできません。  
児童生徒1人につき1枚ずつ提出してください。

**Q3-5 転校等も含めて、申込内容を変更したい場合はどうしたらいい  
ですか？**

⇒まずは学校管理課給食係（TEL：95-1111 内線 5037）へご相談ください。別途「学校給食変更届（様式第4号）」の提出が必要です。  
変更可能な内容は下記のとおりです。

① 停止の申込み	・食物アレルギー等により停止を希望する場合 ・傷病等（入院等含む）により停止を希望する場合
② 再開の申込み	・停止していた給食の提供の再開を希望する場合
③ 変更の申込み	・申込内容（氏名・住所等）に変更があった場合
④ 終了の申込み	・石巻市立学校以外へ転校する場合 ・学校給食の提供を終了させたい場合

**Q3-6 子どもに食物アレルギーがある場合、何か記入が必要ですか？**

⇒学校給食申込書への記入は不要です。別途「学校給食食物アレルギー等対応申請書」等必要な書類の提出が必要です。

**Q3-7 食物アレルギー等対応を受けるには、どのような手続きが必要  
ですか？**

⇒医師から食物アレルギーの診断又は食品除去の指示がある場合は、「食物アレルギー等対応フローチャート」をご確認いただき、必要な対応（給食停止等）を受けるため、「学校給食食物アレルギー等対応申請書」、「学校生活管理指導表」等を学校へ提出してください。必要に応じて、面談を実施し、提供の可否を決定します。

必要書類につきましては、学校へお問い合わせください。

## Q4 石巻市市税等口座振替依頼書について

### Q4-1 学校給食申込者と別名義の口座でも申請はできますか？

⇒原則、学校給食申込書に記入する申込者（学校給食費負担者）と同一名義の口座を指定してください。

### Q4-2 口座振替はどのくらいで登録完了となりますか？

⇒通常、申込みから口座振替の開始まではおよそ 45 日から 60 日かかります。ただし、提出した口座振替依頼書に不備（記載漏れ、押印忘れ等）があった場合、内容確認に時間を要するため、登録までに時間がかかる場合があります。

### Q4-3 兄弟姉妹がいる場合、まとめて申請することは可能ですか？

⇒別途「兄弟姉妹の確認票」と一緒に口座振替依頼書を提出していただければまとめて申請することは可能です。

### Q4-4 「兄弟姉妹の確認票」はどこに提出すればいいですか？

⇒必要事項を記入の上、口座振替依頼書と一緒に、年齢が一番上の児童生徒が在籍している学校に提出してください。

### Q4-5 兄弟姉妹で違う口座で申請することは可能ですか？

⇒原則、学校給食申込書に記入する申込者（学校給食費負担者）と同一名義の口座を指定してください。

ただし、特別な事情で違う口座で申請する場合は、「兄弟姉妹の確認票」は使用せず、兄弟姉妹それぞれの口座振替依頼書を提出してください。

### Q4-6 登録内容を変更したい場合は、どうしたらいいですか？

⇒まずは学校管理課給食係（TEL：95-1111 内線 5037）へご相談ください。変更手続きには、口座振替依頼書の再提出が必要になりますので、「口座振替依頼書」を変更したい金融機関窓口へ提出してください。

また、変更の際も 45 日から 60 日程度時間がかかりますので、早めの手続きをお願いします。

#### **Q4-7 口座振替依頼書を提出しないとどうなりますか？**

⇒市から郵送する納付書による支払いをお願いします。

6月中旬に、市から納付書をお送りしますので、納付書に書いてある期限までにお支払いください。

(※8ページ Q7-1 参照)

#### **Q4-8 登録する口座は、どこの金融機関でも大丈夫ですか？**

⇒以下の金融機関に口座をお持ちの方は、口座振替ができます。

##### ■石巻市指定金融機関・石巻市収納代理金融機関（11 金融機関）

- ・株式会社 岩手銀行
- ・株式会社 東北銀行
- ・株式会社 七十七銀行
- ・株式会社 北日本銀行
- ・株式会社 仙台銀行
- ・石巻信用金庫
- ・石巻商工信用組合
- ・東北労働金庫
- ・いしのまき農業協同組合
- ・東日本信用漁業協同組合連合会（旧宮城県漁業協同組合）
- ・株式会社 ゆうちょ銀行

#### **Q4-9 現在、口座振替にて給食費を支払っていても申請は必要ですか？**

⇒申請が必要となります。自治体直接徴収の実施に伴い、学校給食費の振替先が各学校から石巻市の口座に変更となるため、現在利用している口座を使用される場合であっても、お手数ですが再度の手続きをお願いします。

#### **Q4-10 給食費をまとめて支払うことは可能ですか？**

⇒口座振替の場合、まとめて支払うことはできません。納期限は年間10回(期)となり、納期限の日に口座から引き落とされます。

(※9ページ Q7-5 参照)

## ●学校給食費について

### Q5 学校給食費について

#### Q5-1 学校給食費は何に使われているのですか？

⇒給食に使う食材を買う費用（食材費）に使っています。

なお、給食を作るために必要な人件費や光熱水費、施設の修理費などは市が負担しています。

#### Q5-2 なぜ学校給食費を払わなければならないのですか？

⇒学校給食費をお支払いいただけないと、食材を買うお金（食材費）が不足することになり、必要な食材が買えなくなるなど、学校給食運営が難しくなります。学校給食費の支払いにご理解とご協力をお願いします。

#### Q5-3 学校給食費の額はどのように決めているのですか？

⇒1年間に給食を実施する日数（年間給食基準回数）を設定して、1食当たりの単価をかけて年間の給食費を計算しています。年間給食費を10回（期）で割った額を6月から3月まで毎月お支払いいただくこととなります。

#### Q5-4 1食当たりの単価はいくらですか？

⇒令和6年度の1食当たりの単価は、次のとおりです。「学校給食費保護者負担軽減事業」の実施により一部助成を実施し、据置き単価となっています。

区分	一食当たりの単価	学校給食費保護者負担軽減事業による据置き単価
幼稚園配食分	262円	240円
小学校配食分	319円	286円
中学校配食分	382円	350円

1食当たりの単価は年度ごとに改定になる可能性があります。改定額等が決まった際には、事前に学校給食費負担者（保護者等）へお知らせします。

### Q5-5 年間給食基準回数とは何ですか？

⇒学校給食費の額を計算するため、1年間の給食の実施回数を仮に決めた回数  
のことです。各学校で給食の実施回数に大きな差が出ないように、回数を決め  
ています。土・日・祝日や夏休みなどの長期休みを除いた学校開校日のうち、  
社会見学などの学校行事により、学校で給食を食べない日を除いた学校給食  
の実施回数を年間給食基準回数とします。  
年間給食基準回数は、次のとおりです。

区分	年間給食基準回数
幼稚園配食分	175回
小学校配食分	180回
中学校配食分	175回

## Q6 学校給食費の調整について

### Q6-1 給食費の調整とは何ですか？

⇒年度末に、実際に学校で給食を実施した回数を確認し、年間の学校給食費を  
確定する必要があります。

調整とは、年間給食基準回数より給食を実施した回数が多かった場合は、学  
校給食費を追加でお支払いいただき、少なかった場合は払い過ぎた学校給食  
費をお返しすることを指します。

### Q6-2 なぜ調整を行うのですか？

⇒年間給食基準回数は、1年間の給食の実施回数を仮に決めた回数のことです。  
しかし実際には、諸事情により行事日数などが予定より多い場合も少ない場  
合もありますので、年度末に調整をさせていただきます。

### Q6-3 学校で給食を食べなかったら、調整(減額)してもらえますか？

⇒学校給食は、事前に食材発注等の準備を行っているため、急な発熱やけが等  
で学校を休む場合であっても、学校給食費の支払いは発生します。ただし、  
行事等による給食停止、長期欠席者、食物アレルギー等による給食停止の場  
合は、事前調整(減額)ができます。

#### Q6-4 長期欠席とはどのような場合ですか？

⇒学校給食における長期欠席とは、「連続して4日以上欠席」することをいい、給食を停止するには、「学校給食変更届（様式第4号）」による申請が必要です。給食停止の際は食材業者との調整等が必要となるため、実際に給食停止の対応ができるのは、申請があった日を含めて4日目（土日・祝日は除く。）以降となります。

#### Q6-4 停止していた期間の給食費はどうなりますか？

⇒停止していた期間の学校給食費は発生しません。  
停止期間が短期間の場合は年度末で調整を行います。長期間となる場合は、年度途中での調整も可能です。

### **Q7 学校給食費の支払いについて**

#### Q7-1 給食費の支払い方法は、どのようになりますか？

⇒原則、学校給食費負担者（保護者等）の金融機関口座からの口座振替（自動引き落とし）をお願いしています。  
口座振替手続き（口座振替依頼書の提出）が終わっていない方は、市からお送りする納付書を利用してお支払いいただきます。

#### Q7-2 給食費の支払いは、必ず口座振替にしないとイケませんか？

⇒学校給食費の滞納（納め忘れ）を防ぐため、原則、口座振替にご協力をお願いします。また、年度末に年間納付額の調整を行った結果、還付が発生した場合、登録された口座に還付させていただきますので、スムーズな還付手続きのためにも、口座振替による手続きをお願いします。

#### Q7-3 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？

⇒口座振替手数料は市が負担しますので、学校給食費負担者（保護者等）にはかかりません。

#### Q7-4 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなりますか？

⇒再振替は行いません。  
口座振替が不能となった場合は、翌月中に「督促状」及び「納付書」を発送しますので、納付書を利用してお支払いください。

### Q7-5 口座振替日はいつですか？

⇒給食費の納期限は年間10回（期）です。下記期別のとおり、納期限の日に口座から引き落とされます。

期別	納期限
第1期	6月30日
第2期	7月31日
第3期	8月31日
第4期	9月30日
第5期	10月31日
第6期	11月30日
第7期	1月4日
第8期	1月31日
第9期	2月28日（うるう年にあっては、同月29日）
第10期	3月31日

### Q7-6 納付書はコンビニで使えますか？

⇒コンビニエンスストア等でお支払いすることができます。

コンビニエンスストア等は市に代わり請求金額を代理受領しています。

使用できるコンビニエンスストア等は下記のとおりです。

MMK 設置店	くらしハウス
スリーエイト	生活彩家
セイコーマート	セブン-イレブン
タイエー	デイリーヤマザキ
ニューヤマザキデイリーストア	ハセガワストア
ハマナスクラブ	ファミリーマート
ポプラ	ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ	ヤマザキデイリーストア
ローソン	ローソンストア 100

### Q7-7 納付書でスマホ収納ができますか？

⇒スマートフォンアプリで納付書のバーコードを読み込むことで、学校給食費のお支払いが可能です。手数料は無料です。（ただし、アプリ使用時の通信料金は利用者負担となります。）

スマートフォンアプリは市に代わり請求金額を代理受領しています。

対応スマートフォンアプリは下記のとおりです。

PayPay 請求書払い
PayB
支払秘書

### Q7-8 うっかり納期限を過ぎてしまいました。納付書は使えますか？

⇒使えます。お早めに金融機関でお支払いください。

また、「児童手当の申出徴収」を利用することで納め忘れを防ぐことができます。

（※12 ページ Q9-4 参照）

### Q7-9 納付書を紛失してしまいました。どうしたらいいですか？

⇒納付書の再発行を行いますので、学校管理課（TEL：95-1111 内線 5037）までご連絡ください。

### Q7-10 学校や市役所に直接給食費のお金を持って行ってもいいですか？

⇒学校や市役所では学校給食費のお預かりはいたしません。申し訳ありませんが、納付書をなくされた場合は再度納付書をお送りしますので、まずは学校管理課（TEL：95-1111 内線 5037）までご相談ください。

## ●その他の手続きについて

### Q8 生活保護及び就学援助について

#### Q8-1 生活保護費を受給していますが、給食費の支払いはどうなりますか？

⇒生活保護費は、市から保護者の方に支給することが原則ですが、学校給食費分については、市（保護課）から自動的に市（学校管理課）に納付されます。学校給食費負担者（保護者等）には、学校給食費分を差し引いた生活保護費が保健福祉部保護課から支給されます。

#### Q8-2 就学援助とはなんですか？

⇒小・中学校に通う石巻市内在住のお子さまの保護者の方に対し、経済的な理由で就学に援助が必要な場合、その費用の一部を審査のうえ扶助する制度です。詳しくは教育委員会教育総務課までお問い合わせください。

#### Q8-3 就学援助が認定されると、給食費の支払いはどうなりますか？

⇒就学援助費は、市から保護者の方に支給することが原則ですが、学校給食費分については、市（教育総務課）から自動的に市（学校管理課）に納付されます。学校給食費負担者（保護者等）には、学校給食費分を差し引いた就学援助費が教育委員会教育総務課から支給されます。

#### Q8-4 生活保護又は就学援助を申請して認定されるまでの間、支払いはどうなりますか？

⇒認定日以前の学校給食費の支払いや、生活保護の廃止又は就学援助制度の不認定となった後の学校給食費の支払いは、保護者の皆様へお願いすることとなります。

#### Q8-5 生活保護又は就学援助認定者は学校給食の申込みは必要ですか？

⇒「児童等学校給食申込書」及び「石巻市市税等口座振替依頼書」の提出をお願いします。申請中に払っていた学校給食費があった場合、還付対応を行いますので、必要な手続きをお願いします。

## Q9 給食費の滞納について

### Q9-1 経済的に給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？

⇒特別な事情等がある場合は、支払い期限の延長や学校給食費の分納等の対応が可能です。また、生活保護や就学援助等の制度の利用が可能か検討することもできます。申請により認定を受けられる場合がありますので、まずは学校給食費の支払いについて、学校管理課（TEL：95-1111 内線 5037）までご相談ください。

### Q9-2 自宅が火事に遭い、支払いができません。どうしたらいいですか？

⇒自然災害、火災等により学校給食費負担者（保護者等）に学校給食費を納付する資力がないと認められる場合は、減免を受けられる可能性があります。「学校給食費減免申請書（様式第5号）」を提出する必要がありますので、まずは学校管理課（TEL：95-1111 内線 5037）までご相談ください。

### Q9-3 給食費を滞納している家庭には、どのような取り組みをしますか？

⇒納期限までにお支払いが確認できない場合は、督促状や催告書をお送りします。その他、児童手当からの充当（児童手当の申出徴収）に同意がいただけない場合や、市からの連絡にに応じていただけない場合には、裁判所への法的措置を含めて、厳正な対処をさせていただきます。

### Q9-4 児童手当の申出徴収とはなんですか？

⇒児童手当受給者が学校給食費を滞納（納め忘れ）している場合に、あらかじめ「学校給食費のうち滞納（納め忘れ）となった額について児童手当を充てる」旨の申出を行っておくことで、児童手当から滞納（納め忘れ）となった額を差し引くことができる制度です。  
滞納（納め忘れ）がない限り、児童手当から差し引かれることはありません。滞納（納め忘れ）が解消されるまで、継続して児童手当から該当する金額が差し引かれます。

### Q9-5 児童手当の申出徴収を受けるには、どうしたらいいですか？

⇒別途、児童手当を受給される方から「児童手当に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」を提出していただく必要があります。  
申出書は園児、児童、生徒1人につき1枚ずつ提出してください。  
詳細については、学校管理課（TEL：95-1111 内線 5037）までご相談ください。